平成２４年（フ）第６１３８号
東京都練馬区南田中１丁目15―３―104
債務者　田中　祥子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１３９号
東京都板橋区板橋１丁目47―13―602
債務者　山崎あゆみ
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１４０号
東京都練馬区関町南２丁目13―６
債務者　渡邊　　忠
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１４２号
東京都葛飾区堀切３丁目28―15
債務者　坂牧　美治
1　決定年月日時　平成24年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１４５号
神奈川県横浜市旭区本宿町51―32　マロンハイムＧ201
債務者　水尻　賢徳
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１５０号
東京都板橋区成増３丁目51―２―305
債務者　中村　慶太
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１５１号
東京都江戸川区中央１丁目２―17―103
債務者　中原　和雄
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１５４号
東京都千代田区四番町６　都営四番町第三アパート３号棟812
債務者　惠藤　亜希
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１５９号
東京都品川区平塚２丁目４―４―707
債務者　浅野　　栄
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１６２号
東京都練馬区西大泉３丁目15―５
債務者　小田崎綾香（旧姓惠見）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１６４号
神奈川県川崎市川崎区旭町２丁目21―９
債務者　川田　信彦
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１６６号
東京都府中市小柳町２丁目１―11　ＪＯＹ108―205
債務者　浜田　磨弓
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１６９号
東京都新宿区西落合３丁目８―13―201
債務者　大城なぎさ
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１７１号
神奈川県横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目32―１―203
債務者　高島　園子（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１７２号
東京都葛飾区四つ木５丁目15―９―801
債務者　小寺　将雄
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１７３号
千葉県船橋市上山町２丁目389―３―205
債務者　羽太　　進
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部